

# 支援センターかみじ荘

## 重要事項説明書

居宅介護支援の提供に当たり、鶴岡市条例に基づき、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 羽黒百寿会 理事長 齋藤 敬		
事業所名	支援センターかみじ荘		
	指定番号	0673000048	指定 鶴岡市
所在地	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3		
電話番号	0235-62-2026	FAX 0235-62-4815	

### 2 事業の目的及び運営方針

事業の目的	この事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な介護支援を提供することを目的とします。
運営方針	介護支援専門員は利用者の意向を尊重し、利用者の心身の特性を踏まえた上で、問題点を明らかにし自立した日常生活を営み、保険・医療・福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画の作成を行います。

### 3 事業所の職員体制

区分	人員数	職務内容
施設長	常勤 1名(兼務)	施設管理運営
管理者	常勤 1名(兼務)	職員管理・主任介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	常勤 3名	居宅介護支援業務の提供
	非常勤 1名	

### 4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12月29日から1月3日までと祝祭日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
電話番号	支援センターかみじ荘 0235-62-2026
休日及び 時間外の 緊急連絡先	0235-62-2026（緊急時は転送電話にて24時間対応いたします） 1.当番職員が対応しますが、運転中等の事情ですぐに対応できない場合は、着信番号に折り返し電話を致します。 2.当番職員が要件を伺った上で相談に応じ、必要に応じて担当者への連絡等の対応を致します。

5 (1) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、 利用者の居宅に訪問する頻度の目安	利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1月に1回
------------------------------------------	-------------------------------

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

(2) テレビ電話や情報通信機器を活用した訪問頻度について

以下の要件を満たし、利用者の同意を得た場合は、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問することができます。

要件	①利用者の状態が安定している。	
	②サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている。	
	③利用者が情報通信機器（パソコンやスマートフォン等）を介して意思疎通ができる（家族のサポートがある場合も含む）。	
	④情報通信機器等を活用しても収集できない情報について、他のサービス事業所から情報を収集する。	
テレビ電話や情報通信機器を活用した訪問頻度について説明を受け、同意します。		同意欄
同意される場合は右の同意欄に丸の記入をお願いします。		

6 居宅介護支援の提供に当たっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者、住宅改修事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて頂き、当事業所にお知らせください。
- (4) 当事業所が作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。
- (5) 虐待防止について、事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	庄司 優花
-------------	-------

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。  
サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納により保険給付金が直接事業所に支払われない場合は、1ヶ月の居宅介護支援費は全額自己負担になります。支払いを頂いたのち、当事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、保険者（鶴岡市役所又は各庁舎）の窓口へ提出し、所定の手続きを経て、滞納状況により払い戻しをうけられます。

〈加算体制〉

居宅介護支援費(月)	I	10,860円	要介護1～要介護2
		14,110円	要介護3～要介護5
特定事業所加算(月)	II	4,210円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上(兼務)配置</li> <li>・基準に適合し常勤専従の介護支援専門員を3名以上(兼務)配置し介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満である</li> <li>・24時間連絡体制・対応体制を確保している</li> <li>・介護支援専門員は計画的にICTを活用した研修を実施している</li> <li>・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意点に係る伝達会議を週1回以上開催している</li> <li>・支援困難事例に対応可能な体制を整備している</li> <li>・地域包括支援センター等が実施する事例検討会研修会等へ参加している</li> <li>・生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるサービス計画を作成している</li> <li>・介護支援専門員実務研修における実習科目等への協力体制を整備している</li> <li>・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度の知識に関する事例検討会、研修等に参加している</li> </ul>
初回加算(月)		3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に居宅介護サービス計画を作成したとき</li> <li>・要介護区分2段階以上の変更認定を受けたとき</li> </ul>
入院時情報連携加算	(I)入院当日	2,500円	入院時における医療機関等との連携を促進するため入院時に担当介護支援専門員の氏名や利用者の必要な情報を書面等で入院先医療機関等に提供し連携をしたとき
	(II)入院後3日以内	2,000円	
退院・退所加算	連携1回	4,500円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、医療機関等の職員と面談や、主治医等とカンファレンスを行い居宅介護サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行ったとき
	カンファレンス参加	6,000円	
	連携2回	6,000円	
	カンファレンス参加	7,500円	
	連携3回	9,000円	
通院時情報連携加算	月1回	500円	利用者が医療機関で医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携しケアマネジメントを行ったとき
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円	終末期の利用者に対して、主治医等の助言を得て、利用者の状態やサービスの必要性を把握し死亡日及び死亡日前の14日以内に2日以上在宅を訪問し、利用者の支援を実施したとき

7 通常のサービスを提供する地域

鶴岡市、庄内町、三川町

8 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については次のところで承ります。

担当窓口	支援センターかみじ荘 管理者	庄司 優花
時 間	午前8時30分から午後5時まで	
電話番号	0235-62-2026	FAX0235-62-4815

苦情解決第三者委員 岩城 一重 山口 弘男  
その他苦情受付機関

山形県国民健康保険団体連合会	所在地 : 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8000(代表)
山形県社会福祉協議会 山形県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 : 山形市小白川町2丁目3番31号 電話番号 023-627-1755

令和 年 月 日

住所 鶴岡市羽黒町

氏名(利用者)

氏名(代理人)

続 柄 ( )

【説明者】 支援センターかみじ荘

氏 名